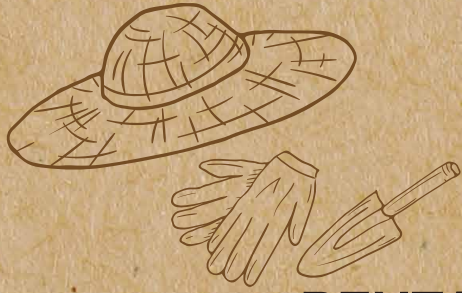




受付・お問合せは
パークオフィス
にて

GREEN LOFT THE PARK



RENTAL FARM レンタルファーム / ご利用案内

ご利用区画・ご利用料金について

| 区画種別 | 月額料金 | 区画面積(1区画) | 区画数 |
|------|------------|--------------|------|
| 小区画 | 2,000円(税別) | 約6㎡(1.8坪) | 32区画 |
| 大区画 | 4,000円(税別) | 約12.5㎡(3.7坪) | 4区画 |

小区画2.5m×2.5m=6.25㎡(1~32区画)
大区画2.5m×5.0m=12.5㎡(33~36区画)

人口小川

琵琶湖側

浜街道側



サイクルロード側

禁止事項について

- ・建物及び工作物を設置すること。
- ・野菜、又は花等の栽培以外の用途に使用すること。
- ・農園内の耕土を搬出すること。
- ・同農園利用者、近隣農地、周辺道路及び周辺住民等に迷惑をおよぼすこと。
- ・廃物、汚物又は資材等の農作物栽培に必要としない物の搬入、保管。
- ・農園内及び公園全体の施設、備品等を損傷し、又は汚損すること。
- ・その他、農園の目的に反すること。
- ・利用区画を転貸すること。
- ・永年性作物(樹木)の栽培をすること。
- ・農園内での火気類の使用。

免責事項

- ・施設内で起きた事故、怪我等については、当施設は一切の責任を負いません。
- ・自然災害、病害虫及び盗難等の栽培作物に関わることにについて当施設は一切の責任をおいませぬ。

GREEN LOFT THE PARK 貸し農園 利用規約

(目的)

第1 この規約は日本観光開発株式会社(以下、運営者)が運営する GREEN LOFT THE PARK 貸し農園の利用者(以下、利用者という)が野菜や花等を栽培して自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的に運営者が行う貸し農園の開設・運営に関し必要な事項を定める。

(貸付主体)

第2 利用区画の貸付けは、日本観光開発株式会社 GREEN LOFT THE PARK が実施するものとする。

(農園の所在地)

第3 本農園の所在地は滋賀県草津市北山田町 3268 番地 1 とする。

(申込方法)

第4 本農園の利用を希望する者は園内の PARK OFFICE に申込書兼農園利用誓約書を提出しなければならないものとする。

(月額賃料)

第5 本農園を利用するに当たり、次の月額使用料を支払うものとする。

(1) 小区画/1 区画当たり (約 6 m²)

月額 2,000 円(税別)

(2) 大区画/1 区画当たり (約 12.5 m²)

月額 4,000 円(税別)

(賃料の支払い)

第6 利用者は利用を開始する月の前月末日までに月額賃料を決められた方法で運営者に支払うものとする。既に収めた月額賃料は基本還付しない。

(利用条件)

第7 利用条件は次のとおりとする。

(1) 区画別に設定された月額利用料金を規定の通り、支払うものとする。

(2) 利用時間は、日の出から日没とする。但し、駐車場の利用は公園の利用時間に準じる。(9:00~17:00)

(3) 農園内は、原則として禁煙・禁酒とする。

(4) 利用者は、常に除草に心掛け、利用区画を良好な状態に保つよう努力するものとする。

(5) 利用者は、原則として農薬を使用しないものとする。

(6) 農園を利用するために必要な種苗、肥料及び資材等は利用者が用意するものとする。

2 本農園において次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 利用区画を転貸すること。
- (3) 野菜、又は花等の栽培以外の用途に使用すること。
- (4) 同農園利用者、近隣農地、周辺道路及び周辺住民等に迷惑を及ぼすこと。
- (5) 廃物、汚物又は資材等の農作物栽培に必要なとしない物の搬入、保管。
- (6) 農園内の耕土を搬出すること。
- (7) 農園内での火気類の使用。
- (8) 永年性作物(樹木)の栽培をすること。
- (9) 農園内及び公園全体の施設、備品等を損傷し、又は汚損すること。
- (10) その他、農園の目的に反すること。

(貸し農園の解約)

第 8 利用者が解約を希望する場合は運営者が定めた期日までに所定の手続きを完了し、解約することができる。

(利用区画の返還)

第 9 利用者が貸し農園を返還する場合、利用区画を原状に復し、返還しなければならない。

(利用の取消等)

第 10 次の各号に該当するとき運営者は貸し農園の利用を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、第 7 の 2 に掲げる行為をしたとき
- (2) 利用者が、利用区画を正当な理由なく耕作しないとき
- (3) 利用者が、月額賃料の支払いを 2 か月以上遅延したとき

附則

この規約は平成 29 年 11 月 1 日から施行する。